

基本方針（施設整備、運営）について（第 1 回からの継続）

▶ 施設整備及び運営についての基本方針を定める必要があります。

1. 施設整備の基本方針について

▶ 中播北部行政事務組合の一般廃棄物処理基本計画（平成 30 年度策定）の基本理念、基本方針は以下のとおりです。

- ・基本理念：「安心して快適に暮らせる自然豊かな循環型まちづくり」
- ・基本方針①：2R（リデュース、リユース）の実践推進
- ・基本方針②：資源化物の回収・循環の推進
- ・基本方針③：ごみ処理体制の整備・充実

▶ 施設整備の基本方針についての他市事例は、以下のとおりです。（内容重複あり）「安全・安心」、「経済性・効率性」、「周辺環境への配慮・環境負荷低減・循環型社会形成」、「環境啓発」等が主なキーワードになっています。

- ・「安全・安心な施設」
- ・「安定稼働が可能な施設」
- ・「住民から信頼される施設」
- ・「経済性・効率性に配慮した施設」
- ・「経済性に優れた施設」
- ・「周辺環境に優しい施設」
- ・「環境負荷低減が可能な施設」
- ・「循環型社会の形成に寄与する施設」
- ・「環境啓発に資する施設」
- ・「社会動向等の状況に対応し、常にごみを安全かつ安定的に処理できる施設」
- ・「循環型社会を推進し、資源の有効利用に寄与する施設」
- ・「周辺環境に配慮し、低炭素社会に資する施設」
- ・「施設整備及び維持管理・運営にあたり経済性に配慮した施設」
- ・「周辺環境、地球環境への負荷が小さい施設」
- ・「循環型社会を前提とした施設」
- ・「ごみを安全に、安定的に処理できる施設」
- ・「経済性に優れた施設」
- ・「循環型のまちづくりに寄与する施設」
- ・「安定した稼働ができ、災害に強い施設」
- ・「安全で環境保全に優れた施設」
- ・「経済性・効率性に優れた施設」
- ・「環境学習・理科学習の要となり、学べる施設」
- ・「周辺の景観に調和し、市民に親しまれる施設」

- ・「市民に開かれた施設」
- ・「焼却による熱エネルギーを最大限活用し、地域や市民に貢献できる施設」

▶その他留意事項（方針への追加等を検討）

- ・「新型コロナウイルス感染症の影響下においても安全・安心な市民生活、事業活動を支える施設」
- ・「2050年脱炭素化」への寄与
- ・「避難所機能」についての記載
- ・「発電」「売電（収入）」（本施設の規模では発電及び売電は難しいものと考えられます）

2. 運営の基本方針について

▶運営の基本方針については以下の事項について採用可否の決定が必要です。

- ・運営委託の実施可否、方法について（DB0、DB+0 等）
- ・運営委託業者の選定方法について（総合評価落札方式等）

▶主な運営委託の方法を表に示します。

▶現施設もDB+O方式を採用しており、大きな問題なく運営されていることや、DB+O方式を採用するにはやや時間が不足していることから、DB+O方式を採用することが望ましいと考えられます。

表 3-1 主な運営委託の方法

事業方式		項目	資金調達	設計	建設	運営維持管理	所有
DB方式	公設公営	公共	公共 (請負契約)	公共 (請負契約)	公共 (請負契約)	公共	公共
DB+O方式	公設民営	公共	公共 (請負契約)	公共 (請負契約)	民間	民間	公共
DBO方式		公共	民間 (事業契約)	民間 (事業契約)	民間 ※設計・建設業者と同一	民間	公共
BTO方式	民設民営 (PFI方式)	民間	民間 (事業契約)	民間 (事業契約)	民間	民間	建設中：民間 運営中：公共
BOT方式		民間	民間 (事業契約)	民間 (事業契約)	民間	民間	建設中：民間 運営中：民間 終了時：公共
BOO方式		民間	民間 (事業契約)	民間 (事業契約)	民間 (事業契約)	民間	民間

※DB方式 : Design-Build

DB+O方式 : Design-Build+Operate

DBO方式 : Design-Build-Operate

BTO方式 : Build-Transfer-Own

BOT方式 : Build-Own-Transfer

BOO方式 : Build-Operate-Own

- ▶ 事業者選定方式の比較を表に示します。
- ▶ 運営委託事業者の選定方法について、「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き（環境省、2006年）」においては、ごみ処理施設は高度な技術や機器の導入が必要となることから、価格だけでなく、技術そのものについて競争が働く発注方式の採用を求められています。
- ▶ よって、発注方式は技術提案の評価が行える、総合評価落札方式かプロポーザル方式が望ましいと考えられます。

表 3-2 事業者選定方式の比較

選定方式	公募型指名競争入札	標準型総合評価 一般競争入札	プロポーザル方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> • 公示に対して参加表明を行った事業者から技術資料等を提出させる。 • 提出された技術資料等を元に審査し、最低価格落札方式で事業者を決定する。 • 技術等の必要条件を明示して広く参加書を募り、審査通過者のみを指名して競争入札を行う。 • 技術力や実績などの必要条件を明示することで、入札の透明性・公平性・競争性が確保される。 	<ul style="list-style-type: none"> • 価格とその他の条件を総合的に評価して、落札者を決定する。 • 入札情報を公示し、一定の資格を有する不特定多数の希望者を入札に参加させ、そのうち最も有利な条件を提示した企業と契約を締結する。 • 業者が提出した技術提案書の内容を、あらかじめ準備した評価基準を用いて審査し、入札価格の評価と合わせた総合評価点により決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 公募により提案を募集し、あらかじめ示された評価基準に従って優先順位を決めた後、最優先順位の事業者と契約内容を交渉、契約を締結する。（両者が合意した時点で随意契約を行う。 • 公示に対し参加表明を行った事業者の工事の内容等の提案を総合的に評価して、評価の最も高い事業者を優先交渉権者とする。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> • どの業者が落札しても性能に遜色ない施設を建設することが期待される。 • 改善指示は、条件下で入札参加者との間である程度、対話的に行うことができ、入札参加者の提案を最大限に引き出すことが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 提案の優劣が評価点に反映され、価格以外の評価が事業者選定に活かされる。 • 機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公平性、経済性が確保される。 	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者の提案は必ずしも発注仕様書を満たしている必要はなく、同等以上の性能を発揮できる範囲内であれば自由な提案が可能。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> • 発注仕様書で要求した以上の高いレベルの提案があっても評価に活かすことができない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 改善を行う手続きがないため、発注仕様書を満足できない提案を行った事業者は失格となる。ただし、発注仕様書を満足するか否かの判断基準はあいまいなものも多い。 • 評価は総合的なものであり、部分的に改善が必要と思われる提案であっても落札者の入札額や提案内容の変更はできない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 予定価格の範囲内で最高の提案を選択するため、落札額が高くなる傾向がある。 • 契約までの手続きに時間がかかることがある。